

消費税の届出は

お済みですか？

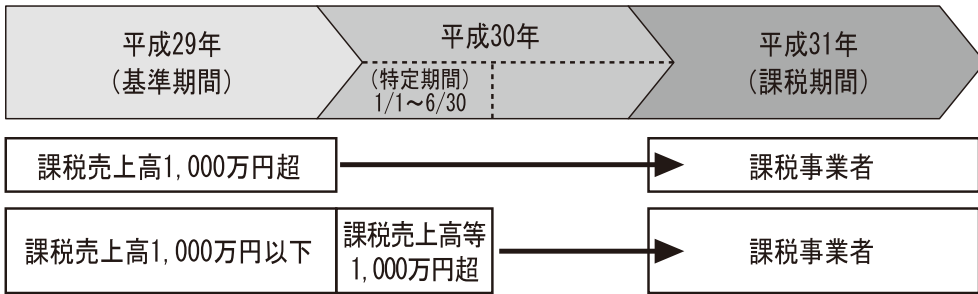
個人事業者で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な人）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

■平成31年において課税事業者となる人

平成29年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成31年分は消費税の課税事業者に該当します。

※平成29年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成30年1月1日から6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成31年は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長

に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



■簡易課税制度の選択

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の人は、簡易課税制度を選択することができます。

平成31年から簡易課税制度を適用して申告する人は、平成30年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

■簡易課税制度とは

課税期間における課税売上高に係る消費税額に事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された人は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

お、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日まで、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

■注意事項

○課税事業者は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要で、

○一般課税で申告される人（簡易課税制度の適用を受けない人）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しく知りたい人は、国税庁ホームページを閲覧いただくか、電話相談センターを

利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※「消費税課税事業者届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続きについては、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) でご確認ください。

■お問い合わせ

名寄税務署
 ☎01654-2-2157
 (代表)

●音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。

